

木津川市教育委員会会議録

平成29年第1回木津川市教育委員会定例会

○日 時：平成29年1月23日（月） 午後2時から午後3時47分まで

○場 所：木津川市役所 4階 4-1会議室

○出席者：森永重治教育長、有賀やよい委員、小松信夫委員、高橋史代委員、佐脇貞憲委員
（事務局）森本教育部長、加藤理事、濱野理事、竹本教育次長兼学校教育課長、
石井担当課長、高味社会教育課長、福井文化財保護課長

1. 開 会 教育長
教育長あいさつ

2. 前回会議録の承認
教育長が、平成28年第11回定例会議の会議録の承認について提案された。
委員より異議なく承認された。

3. 議事

《議案第1号 木津川市体育施設条例の一部改正について》

教育長が、木津川市教育委員会会議規則第12条第1項第4号の規定による会議の非公開を提案し、委員全員一致で非公開を決定した。

なお、会議録については、事務の執行に支障が生じなくなった段階で公表することを決定した。

教育長が、事務局に説明を求めた。

事務局が、議案書に基づき説明を行った。

[説明]

木津川市立加茂プールの老朽化により、当該施設を廃止することに伴い、所要の改正を行うもの。

加茂プールについては、学校プールを主要な目的として昭和37年に開設した。

昭和58年に加茂小学校プールの施工をもって当初の目的が達成されたが、平成27年度まで市民に開放してきた。

しかし、昭和37年の開設から54年が経過し、施設の老朽化が全体的に進み危険な状態であり、施設を継続使用するには大規模改修等に相当な費用が必要なことから、平成28年度は使用を休止し、代替措置として加茂小学校のプールを開放したところである。

加茂小学校のプール開放は、利用者に好評であり、平成27年度と比較しても利用者が増加していることから、加茂小学校のプールを代替として継続使用を行い、加茂プールを廃止

することとして、条例中の表から加茂プールの項を削除するものである。

【質疑応答】

- 委員：加茂小学校から問題点の指摘や意見はあったのか。
- 事務局：事前協議を十分に行っており、学校使用日には休止をしている。また、2学期が始業する前の8月28日（日）を最終日とした。
- 委員：加茂小学校のプール開放は、加茂プールを廃止する代替措置ということだが、当面は継続していくのか。
- 事務局：お見込みのとおり。
- 委員：学校プールをこれまで積極的に開放していないのは、衛生面の問題が大きいと考えるが、その点の対策は万全か。
- 事務局：加茂プールの運営に関してもその点は十分注意しており、経験を活かして同様に行っている。
- 委員：学校プールでは、プールに入る前に必ずシャワーを浴びさせるなどのルールを徹底しているが、一般のプールでは自由な雰囲気であるのでトラコーマなどの心配があるのではないか。指導員などの体制はどうか。
- 事務局：プール監視員の資格を持った方を雇用している。
- 教育長：安全面については、プール監視員がいるが、委員がご指摘のとおり心配があるので、入水前のシャワーの徹底など注意喚起を張り紙などで周知する必要がある。
- 事務局：対応させていただく。
- 委員：学校プールでは、水温を管理しているが一般開放時も同じか。
- 事務局：学校プールと同様の基準である。また、雷注意報発令時は休止としている。
- 委員：加茂プールの議論の際に乳幼児の対応について要望があったが、その点についての管理体制に問題は無かったか。
- 事務局：保護者の同伴を絶対条件としているので、問題は無かった。
- 委員：施設の管理は、今後どのようにしていくのか。
- 事務局：施設については、次年度以降に市長部局と協議をしていく。
- 教育長：門扉は施錠しているので、故意でない限りは入れる状況では無い。
- 事務局：プールの水は、抜く予定である。
- 教育長：防火用水は、別にあるのか。
- 事務局：水を抜いても問題が無いことは確認済みである。
夏季に害虫が発生する基になるので、去年は薬剤を投入した。

【採決】

教育長が、採決を行い、全員一致で可決された。

《議案第2号 木津川市教育委員会の所管する事務の管理及び執行状況の点検・評価に関する報告書（平成27年度実施事業）について》

教育長が、事務局に説明を求めた。

事務局が、報告書に基づき説明を行った。

〔説明〕

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条の規定に基づき、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていくため、教育委員会が所管する事務の管理及び執行状況について、教育に関して学識経験を有する江並一嘉氏、原俊一氏の助言をいただき、自ら点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を本年2月23日召集の平成29年第1回木津川市議会定例会に提出するとともに公表するもの。

教育委員会が所管する131事業について、担当課が自己評価を行っている。

評価については、3段階とし概ね通常の成果で例年と同様の実績であれば評価を「2」とし、それ以上に向上していれば「3」、実績が低下している事業は「1」としている。

今年度の評価にあたり、事業の拡大や課題への取り組みに一定の成果が得られたものについては、評価を「3」としている。

この評価調査票については、行財政改革推進室の所管による実施計画調査票兼事務事業評価調査票を基に、教育委員会としての点検・評価に必要なと考えられる項目の編集を行い作成したものである。

（今後の方向性として拡充を行う事業や一部を見直して継続する事業、評価を3とした事業を重点に説明）

【質疑応答】

委員：文化財保護経常事業費の評価において、文化財保存活用基本計画を定めたことで評価を3としているが、基本計画においては、その計画の進捗などを評価することは理解できるが、計画を策定したことを評価した理由は何か。

事務局：どこの市町でも策定しているものではない。

文化財の保存活用は文化財技師や学芸員の能力による部分が大きく、それ故に個人の暴走等が危惧されることから、組織として取り組むべき方向や情報を共有する必要がある。

市としての指針を整備できたことは、大きな前進であると考えている。

教育長：社会教育課に文化財保護室ができて、課に昇格となって組織体制が整い、文化財保存活用基本計画を策定して方向性を定めたことで、文化財行政の新たなスタートラインに立てたことは大きな進捗であると考えている。

委員：指定等文化財修理等補助事業費については、後世に貴重な文化財を継承していくために非常に重要な事業であり、他の市町より高いレベルで実施されていると認識をしているが、評価が通常の成果の2となっている。

この事業の評価を高めるためには、財政規模を大きくすることになるのか。
事務局：本市は、多くの文化財が有り、永続的に事業を実施していくためには、一定の枠を設けていく必要がある。

今後、交付税が減額されてくることも踏まえて、年度あたり1千万円の枠の中で事業を実施することとした。

委員：施設管理事業費の中で、相楽幼稚園用地借地代があるが、教育施設で借地をしている所は他にあるのか。

事務局：加茂小学校と泉川中学校のごく一部を借地している。

【採決】

教育長が、採決を行い、全員一致で可決された。

4. 教育長報告（平成28年12月28日～平成29年1月23日）

(1) 教育長が、事業報告に基づき報告を行った。

中でも次の点について、詳細の説明があった。

- ・1月5日に相楽中部消防本部の出初式と8日に市消防団の出初式が行われた。8日の午後2時からの成人式には教育委員の皆様もご出席いただき御礼申し上げる。来年度の成人式は、中央体育館の工事があるので、けいはんなプラザの大ホールで行う。
- ・阪神大震災の発生から22年となった17日に、地震発生時に身を守るための「シェイクアウト訓練」を実施した。
- ・21日から22日は、当尾文化祭が開催された。
- ・22日に雨模様であったが歴史めぐりマラソンin木津川を開催した。386組の参加があった。

5. その他

(1) 今後の行事予定について

事務局が、今後の行事予定について説明を行った。

(2) 平成28年第4回木津川市議会定例会一般質問及び答弁について

事務局が、11名の一般質問及び答弁について報告を行った。

【質疑応答】

教育長：高の原イオンの増床計画は、当初は平成29年秋頃の予定であったが、今のところ時期の目途は立たない状況である。

委員：費用の問題か。

事務局：資材の高騰や東日本大震災の復興のために人材が集められないとのことであ

る。

委員：工事自体が進まない条件にあるということか。

事務局：お見込みのとおり。

委員：肢体不自由児の特別支援学級の新設については、検討の段階か。

教育長：手続き上は、府の認可が3月初め頃である。保護者の方の意向を尊重しながら、必要な支援を検討していくことを答弁した。

委員：1名では新設できない等の決まりはあるのか。

教育長：ない。児童については、保育園段階から状況は把握している。

保護者の方にとっては、非常に切実な問題であるので少しでも早く答えを聞きたいとお気持ちは十分理解するが、手順を踏んで進めていく必要がある。

(3) いじめ調査概要の報告について

事務局が、資料に基づき報告を行った。

〔説明〕

第2回調査は、2学期の始業式から終業式までの間に認知されたいじめ件数である。

小学校では、第1段階が1,639件、第2段階が26件、第3段階が0件であった。

中学校では、第1段階が131件、第2段階が13件、第3段階が0件であった。

段階別の内容については、第1段階がいじめの総数である。

第2段階が第1段階の内、組織的・継続的に対応が必要なものや解消していないもの、また、内容的に重いものである。

第3段階は、いじめ対策法における重大事案に該当するもので、生命や心身又は財産に大きな損害を与えるものや1か月程度の不登校を余儀なくされるものである。

小学校の第2段階は26件である。

内容的には、冷やかしからかい、軽い暴力が多かったと報告を受けている。

中学校においては、第2段階は13件である。

内容的には、冷やかしからかいがほとんどで、他は仲間はずれや軽い暴力と報告を受けている。

いずれの案件も子ども達への聞き取りの中で、気持ちが十分癒されていない部分での未解消であり、指導が無かったり事象自体が続いているということではない。

いじめの認知件数を比較すると中学校では、平成26年度の調査開始時より毎年減少傾向にある。

小学校では、平成27年度に認知方法を修正して増加したが、今年度については減少してきている。

次にいじめの態様別の件数で多いものが、冷やかしからかいで次に軽い暴力、仲間はずれといった例年と同様の傾向である。

いじめの認知をするにあたり、10月から11月に各学校でアンケートを実施している。

このアンケートを基に聞き取りを行い、いじめの認知を行っている。

傾向としては、例年、学年が進むにつれて件数が減っており、今回も同様である。

いやな思いをした児童・生徒の発生率については、小学校では平成25年度から徐々に減少傾向にある。アンケート時点で解消していない件数については、ほぼ横ばいである。また、誰かに相談したかについては、若干下がってきている。

中学校もいやな思いをしたかについては減少してきている。アンケート時点で解消していないものについては、年度により若干の増減はあるものの減少傾向である。また、誰かに相談したかについては、ほぼ5割程度で横ばいである。

次にアンケートの中でのいじめの態様についてであるが、認知の態様とほぼ同様であるが、子ども達の感じ方としてひどい暴力などの件数が多くあがっている。

学校への聞き取りの中で判断していくと痣が残ったり病院へ行ったりする様なものがほとんどないとの事であり、生徒指導報告に上げるべき内容や第2段階に属するものを認知することを各学校と調整し、ひどい暴力に該当しないと判断した結果がいじめ認知数との差異である。

【質疑応答】

委員：いじめの態様別件数を合計するとアンケートのいやな思いをした総数を超えるので、複数回答をしており、一人あたり3件程度回答しているということか。

事務局：お見込みのとおり。

委員：誰かに相談した比率が下がってきているが、どう分析しているのか。

事務局：小学校では下がっているが中学校では上がっている。内容的に重い場合上がるのかもしれないが、速報値であるので詳細な中身までは分析できていない。

委員：誰かに相談したかは、家族や先生、友達などすべてを含んでいるのか。

事務局：全て含んでいる。

委員：スクールカウンセラーとうまく連携できれば良いのではないか。スクールカウンセラーにアンケートを取ることも1つの方法ではないか。

事務局：相談の内容別集計ではいじめの項目もあるので、集計をすれば件数はつかめる。

委員：統一した基準で集計できるように努力をいただいているので、科学的に数字として証明できれば良いのではないか。

教育長：第2段階の誰かに相談した具体的な相手まで把握することは可能か。

事務局：記名でアンケートを実施している学校が増えてきたので、追跡は可能と考える。

教育長：第2段階に至っている子どもで、「誰にも相談していないのか」や「誰に相談をしたいのか」を個別ヒアリングの中で聞き取った方が良い。

委員：第1段階からの引き続けている件数が多い印象だが。

事務局：解消していない原因が、事象が続いているのであれば問題であるが、行為者が謝罪をし、指導としては完結している。しかし、子どもの気持ちの中でいやな思いが残っており、継続的にケアを行うこととして第2段階としている学校もあるので、そういった意味ではきちんとした対応がなされていると考える。

(4) 平成28年度 幼稚園：卒園式、小・中学校卒業式 教育委員会出席者（案）について事務局が、資料に基づき出席者（案）を報告した。

(5) 最近の主な新聞記事について、教育長が説明を行った。

(6) 次回教育委員会日程について

次回委員会は、平成29年2月20日（月）午後2時から開催することを確認した。

教育長が、会議を閉会した。